



令和2年度
活動報告

Institutional Research and Evaluation Center

基本理念と基本的目標

◎基本理念

1. 国際的な水準の教育・研究を遂行します。
2. 地域の振興と地球規模の課題の解決に寄与します。
3. 国の内外で活躍する有為な人材を育成します。

◎基本的目標

国立大学法人秋田大学の第3期中期目標

(前文) 大学の基本的な目標

秋田大学は、知の創生を通じて地域と共に発展し、地域と共に歩むという存立の理念を掲げ、豊かな地域資源を有する北東北の基幹的な大学として、その使命である教育と研究を推進する。

この見地から本学は、独創的な成果を世界に発信しつつ、国内外の意欲的な若者を受け入れ、優れた人材を育成するため、地域や世界の諸機関との連携による柔軟な教育研究体制の構築を推進する。

全地球的な視野を持ちつつ、諸課題に正面から向き合い、地に足をつけて行動できる規範意識を内在させた社会人を育成するためには、充実した教養と専門、さらには分野融合的な教育が不可欠である。そこで、本学の国際資源、教育文化、医、理工の四学部は、固有のミッションに基づく専門領域と諸学諸組織との融合を通じて、地域社会の持続的な発展を担う専門的職業人と国際社会で活躍する高度専門職業人及び学術研究者を育成する。

こうした基本認識に立って、本学は学生と教職員との全学的な知の交わりが躍動する、学修者中心の大学たることを目指す。

以上のような理念に基づき、活動の基本的な目標を以下に定める。

1. 教育においては、質の国際通用性を高め、地域と世界の諸課題の解決に取り組む人材を育成する。

2. 研究においては、地域の特性を活かした研究とグローバルな課題に対応する研究に取り組むことにより、イノベーションの創出を推進し、その成果を継続的に地域と世界に発信する。
3. 社会連携においては、教育研究成果を地域社会に還元し、地域と協働した地域振興策の取組を推進するとともに、地域医療の中核的役割を担う。
4. 国際化においては、資源産出国を中心とした諸外国の留学生・研究者との学術交流を推進するとともに、学生や教職員の海外留学・派遣を促進する。
5. 大学経営においては、学長主導の下、学生及び教職員一人ひとりの活力を相乗的に高めた組織文化を浸透させ、透明性を確保した健全で効率的な大学経営を目指す。

中期目標

- I 大学の教育研究等の質の向上
 - II 業務運営の改善及び効率化
 - III 財務内容の改善
 - IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供
 - V その他業務運営
- に関する目標を達成するためにとるべき措置として、中期計画を設定しています。

本学の中期目標・中期計画の全文は
〈ホームページ〉 https://www.akita-u.ac.jp/honbu/info/in_target.html
からご覧いただけます。

目次

基本理念と基本的目標

巻頭言	副学長（評価・IR担当） 評価・IRセンター長	長 縄 明 大 ……	1
運営委員からの寄稿	秋田県立大学理事長兼学長	小 林 淳 一 ……	2
寄稿	評価・IRセンター助教	細 川 慎 二 ……	3
○国立大学法人評価委員会による 令和元年度に係る業務の実績に関する評価結果			4
○令和2年度業務活動記録			7
○評価・IRセンター広報（No.53、54）			10
○評価・IRセンター令和元年度自己評価書			15
○評価・IRセンターの構成と関係規程等			
・評価・IRセンターの体制、組織			30
・評価・IRセンター運営委員会委員名簿			31
・評価・IRセンター評価委員会委員名簿			31
・評価・IRセンター（IR部門）名簿			32
・総務企画課評価・IR室名簿			33
・秋田大学評価・IRセンター規程			34
・秋田大学評価・IRセンター運営委員会実施細則			35
・秋田大学評価・IRセンター評価委員会実施細則			36
評価・IRセンター所在地			38

巻 頭 言

副学長（評価・IR担当）

評価・IRセンター長 長 縄 明 大

日頃より、評価・IRセンターの活動にご理解とご協力を頂きまして有難うございます。お陰様で、ここに令和2年度の秋田大学評価・IRセンター「活動報告」を発行することができました。評価・IRセンター長として、厚く御礼申し上げます。

本センターにおける評価業務の主な内容は、法人評価における前年度の業務の実績評価（年度評価）や次年度の年度計画に加え、令和2年度は第3期中期目標期間における4年目終了時評価の取りまとめ、業務の実績報告や教育研究に関するヒアリングの準備なども行いました。さらに、今年度は平成25年度にも受審しました機関別認証評価の取りまとめ、現地調査などの準備も行いました。各評価を受審するにあたり、全学的にご協力を頂き厚く御礼を申し上げます。各評価の正式な結果につきましては、届きしだい大学のホームページに掲載する予定ですので、そちらをご一読頂ければ幸いです。

さて、第3期中期目標期間は令和3年度末をもって終了し、令和4年度から第4期中期目標期間へと移行しますが、すでに文部科学省より第4期中期目標期間における「国立大学法人中期目標（大綱）」の素案が届いております。第4期では、地球規模の課題や少子高齢化、都市部への人口集中などの課題に対処すべく、グローバル化やデジタル・トランスフォーメーションとそれを基にした産業・社会構造の変革が必要であるとされており、本学でもこれらを踏まえた検討を始めているところです。

一方、本センターにおけるIR業務では、大学戦略室と連動して各種データを収集し、その分析などを行っております。教学IRでは学生のGPAを追跡しながら入学時の成績との関連や履修動向、教育課程の編成の分析などを行っており、研究IRでは今年度再構築しました大学情報データベースの各種データを活用するため、科研費を始めとする外部資金の獲得状況と論文数・被引用数などとの関係について分析を始めております。さらに、運営IRでは、教学・研究IRの分析結果と教員活動状況などのデータをもとに、大学の効率的な運営に繋げるための方策について検討しております。また、THE世界大学ランキングやQS世界大学ランキングなど、各種ランキングの解析なども進めております。

評価・IRセンターがスタートして4年が過ぎようとしており、昨年度まで評価が主たる業務となっておりますが、昨年10月に専任教員を採用し、各種IR分析を加速させております。学内の諸データを活用してIRを機能させていくためには、皆様のご協力が必要不可欠でございます。これまで以上に本センターの運営にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、巻頭言に代えさせて頂きたいと思っております。

運営委員からの寄稿

大学に求められる持続的発展の仕組み

秋田県立大学理事長兼学長 小林 淳一

筆者が企業に所属している時、ISO14001（環境）の認証取得に携わった。ISO14001は、地球環境改善に関する取組である。主に工場の生産現場が対象となり、省エネルギーや生産活動におけるあらゆる無駄を排除し、環境負荷を低減する活動を継続的に行う仕組みの構築である。

筆者達は、これを研究活動（主に研究テーマおよび開発仕様設定）に広げようとしていた。筆者はその責任者になった。最初は、その趣旨もよく分からず全くの受け身であった。証拠としてのドキュメントシステムや実行プロセスが理解できていないため、認証評価機関の指摘への対応に追われ、とにかく早く終わってほしいと願うばかりであった。しかし、ある時認証評価機関の担当者が言われた言葉が印象的であった。それは、「皆さんは、自分で目標を決め、それを実行するだけです。私たちが何かを押しつけるものではありません。皆さんが決めた通りに実行しているかを見るだけです。」とおっしゃった。この言葉を聞き“目から鱗”が落ちた。「そうか、自分たちのやりたいように動き、持続的に改善していけば良いのか。」と納得した。今までは他人から押しつけられ、やりたくもない仕事としか見ていなかった。自分たちの現状を見つめ課題を抽出し、無理のない持続可能な改善計画を立て、実行していけば良いのである。そして1年後、実績をチェックし、次年度の目標・計画に繋げていく。この繰り返しを行い、正のスパイラルを作ることである。これがPDCAサイクルである。ちなみにこうしてISO14001の認証取得が無事行われた。

最近はや々なところでPDCAが組み込まれるようになってきた。大学の質保証はまさにこのPDCAサイクルの構築に他ならない。教育、研究、地域貢献、大学運営と様々な軸で構築が求められる。特に教育については、教育の質保証として大学認証評価における必須事項となっている。継続的な教育改善は、様々な規定や手順書によって体系づけられ、誰でも同じように行える仕組みになっていなければならない。教育のスリーポリシーを基準に大学全体から、部局、そして個人まで、それぞれのレベルでPDCAを回す必要がある。従って最終的には、教職員一人一人が主体となる。しかし、ほとんどの教職員はPDCAを回す経験がないので、かつての私と同じ考えになりがちである。そこでPDCAとは何かを学ぶところからしっかりと定着させる必要がある。またPDCAを回すためには、現状を正しく認識するためのIR機能が重要である。様々なデータを収集しそこから課題を抽出し次の改善につなげる、あるいは成果を可視化し、うまく実行できているかの評価にもつなげることもできる。

この様に持続的発展の仕組みは大学運営の根幹であり、ステークホルダーに対して大学運営の健全性を示す最大の手段となる。

※PDCA；Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）

寄稿

専任教員としての抱負

秋田大学評価・IRセンター助教 細川 慎二

令和2年10月1日付けで評価・IRセンターの助教として着任しました細川慎二でございます。筆者は、学生時代に本学で医工連携の研究に携わり「データ解析」手法を学び、また前職では医療機器メーカーで「品質管理手法」や「課題分析」、「PDCA」を学びながら社内設備の設計・開発・導入などを行う業務に携わっておりました。

さて、社会情勢が著しく変化しておりますが、大学全入時代や基盤的な高等教育予算の縮減といった状況に大学が対応していくためには、これまで以上に内部質保証や意思決定のための「データの見える化」が必要になっていると感じております。その中で、主にIRに関する分析担当として着任した抱負を述べさせていただきます。

筆者は、これまでデータ解析や課題分析などを学んできましたが、その経験を生かせるよう大学に蓄積されている教育や研究に関する学内の各種データ、また国や地方公共団体、さらに学会や文献サイトなどから収集した学外データを、単にまとめて提示するだけではなく、分析に資する情報に変換することで、本学の管理運営の高度化や教育の質保証向上に貢献したいと考えております。

具体的には、まず研究IRに関して、本学の研究分野の強みを可視化するため、科研費の審査区分ごとの申請・採択などの状況と掲載論文などに関するデータ解析を進めて相関性について検討し、本学の強みを個性としてさらに伸ばせるよう貢献したいと考えております。また、教学IRに関して、教育の質保証では、本学のモットーである「学生第一」に貢献するため、学業成績の推移や履修動向の解析、学生アンケートや企業（雇用者）アンケートなどの分析を進め、他大学と比較した結果から改善を図り、より一層社会で必要とされる人材育成に繋げられればと考えております。さらに、運営IRに関して、大学情報データベースのデータや財務情報を活用し、大学運営の効率化が図れるような分析を進めていきたいと考えております。これらを恒常的に行うため、これまで学んだPDCA活用のノウハウや学内外関係者との連携や意見交換なども積極的に行い、大学の発展に貢献したいと考えております。

一方、研究では、統計学やデータサイエンスを活用した各種データの分析方法について研究し、論文掲載や科研費の獲得などを目指していきたいと思っております。

着任して日が浅く、また大学業務における経験が少ないため、浅学の身ではございますが、新しい環境のもと業務や研究に一層精励いたす所存でございます。何とぞ倍旧のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年度に係る業務の実績に関する評価結果

国立大学法人秋田大学

1 全体評価

秋田大学は、豊かな地域資源を有する北東北の基幹的な大学として、知の創生を通じて地域と共に発展し、地域と共に歩むという存立の理念を掲げており、独創的な成果を世界に発信しつつ、国内外の意欲的な若者を受け入れ、さらに、地域や世界の諸機関との連携による柔軟な教育研究体制の構築を推進することにより、全地球的な視野を持ちつつ、諸課題に正面から向き合い、地に足をつけて行動できる規範意識を内在させた社会人の育成を目指している。第3期中期目標期間においては、教育の質の国際通用性を高め、地域と世界の諸課題の解決に取り組む人材を育成すること等を目標としている。

この目標の達成に向け、学長のリーダーシップの下、国際資源学研究科の独自プログラムとして資源ニューフロンティア特別教育コースを実施するなど、「法人の基本的な目標」に沿って計画的に取り組んでいることが認められる。

「戦略性が高く意欲的な目標・計画」の取組状況について

第3期中期目標期間における「戦略性が高く意欲的な目標・計画」について、令和元年度は主に以下の取組を実施し、法人の機能強化に向けて積極的に取り組んでいる。

- 令和元年度から国際資源学研究科博士前期課程とインドネシアのパジャジャラン大学において、ダブル・ディグリープログラムを実施することとし、学生募集要項、履修のためのモデルケースを作成し、両大学において学生募集を開始し、その結果、パジャジャラン大学からは1人の学生が令和2年4月から入学することが決定しているとともに、国際資源学研究科の授業がパジャジャラン大学でも受講できるように、

遠隔授業システムを構築し、配信できるように環境を整備している。(ユニット「資源学分野を核とするグローバル化の推進」に関する取組)

2 項目別評価

<評価結果の概況>

	特筆	一定の注目事項	順調	おおむね順調	遅れ	重大な改善事項
(1)業務運営の改善及び効率化			○			
(2)財務内容の改善			○			
(3)自己点検・評価及び情報提供			○			
(4)その他業務運営			○			

I. 業務運営・財務内容等の状況

(1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標

- ①組織運営の改善 ②教育研究組織の見直し
- ③事務等の効率化・合理化

【評定】 中期計画の達成に向けて順調に進んでいる

(理由) 年度計画の記載13事項全てが「年度計画を十分に実施している」と認められること等を総合的に勘案したことによる。

(2) 財務内容の改善に関する目標

- ①外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加 ②経費の抑制 ③資産の運用管理の改善

【評定】 中期計画の達成に向けて順調に進んでいる

(理由) 年度計画の記載5事項全てが「年度計画を十分に実施している」と認められること等を総合的に勘案したことによる。

(3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

①評価の充実 ②情報公開や情報発信等の推進

【評定】 中期計画の達成に向けて順調に進んでいる

(理由) 年度計画の記載2事項全てが「年度計画を十分に実施している」と認められること等を総合的に勘案したことによる。

(4) その他業務運営に関する重要目標

①施設設備の整備・活用等 ②安全管理 ③法令遵守等

【評定】 中期計画の達成に向けて順調に進んでいる

(理由) 年度計画の記載10事項全てが「年度計画を十分に実施している」と認められること等を総合的に勘案したことによる。

II. 教育研究等の質の向上の状況

令和元年度の実績のうち、下記の事項について注目される。

○ 地域企業等と連携した航空宇宙分野の共同研究活動

秋田県、秋田県立大学とともに、「小型軽量電動化システムの研究開発による産業創生」事業を令和11年3月までの10年間実施することとしており、今後「電動化システム共同研究センター」を設置し、産学官共同での小型軽量電動化システムの研究開発を推進するほか、秋田県立大学との大学院共同教育課程「電動化システム工学共同専攻（仮称）」を設置し、専門人材の育成を図ることにより、地域産業の発展に貢献することを計画している。

○ 地域教育界のニーズに応える先導的な取組を推進

附属学校園では、そのミッションの1つである地域教育界のニーズに応える先導的な取組を推進しており、中学校で開発したアクティブ・ラーニング型のグループ学習の手法である「ミエルトーク」を幅広く理解してもらうために、副校長が秋田市中学校校長会において事例発表を行うとともに、「ミエルトーク」による学習方法をまとめたDVDを作成し、各校、関係機関に配付し普及と啓発を行っている。

○ 資源ニューフロンティア特別教育コースの開始

国際資源学研究科の独自プログラムとして「資源ニューフロンティア特別教育コース」を実施しており、プログラム学生に対しては研究指導を行うほか、経済的負担がある学生については、学長主導の年度計画推進経費及び大学の授業料免除制度により、学業支援金受給者11名及び授業料免除者10名の支援を行っている。

附属病院関係

(教育・研究面)

○ 卒前卒後シームレスなシミュレーション教育・研修の推進

シミュレーション教育に関する国内外の先進的取組事例として、各種セミナーを開催するなど、高齢社会における医療モデルを構築するた

めに分野横断的に基本的診療能力育成を推進する卒前卒後シームレスなシミュレーション教育・研修を推進している。

(診療面)

○ 患者サービスの改善・充実に向けた取組

これまで各診療科及び入院案内窓口で行っていた入院時の様々な説明や手続きなどを一括して行うことで、患者に総合的・一元的なサービスを提供することを目的として、「入退院支援センター」を設置している。

(運営面)

○ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組の推進

学長のリーダーシップの下、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向け、秋田県新型コロナウイルス感染症対策協議会の会長に、附属病院長が就任し、県内医療機関の支援を実施するとともに、医学部附属病院による発熱外来設置及びトリアージ実施等、新型コロナウイルス感染症への対応に取り組んでいる。

○ 地域の医療需要を踏まえた、都道府県等との地域連携強化

屋上ヘリポートを活用した救急患者の受入れ件数は年々増加（平成28年度：58件、平成29年度：48件、平成30年度：61件、令和元年度：72件）しており、高度医療の提供や基幹災害拠点病院として、地域医療の一層の充実、県全体の救急医療体制強化に取り組んでいる。

◆業務活動記録

令和2年

- 4月6日 【第1回秋田大学情報データベース運営委員会専門部会（メール審議）】
- 9日 【第1回教育研究評議会】
- ・研究業績説明書（案）について
 - ・THE世界大学ランキング（日本版）について
 - ・国立大学法人秋田大学の中期目標を達成するための計画（中期計画）の変更の認可について
- 【第1回役員会】
- ・研究業績説明書（案）について
 - ・国立大学法人秋田大学の中期目標を達成するための計画（中期計画）の変更の認可について
- 28日 【第1回評価委員会（メール審議）】
- 5月14日 【第2回教育研究評議会】
- ・「THE世界大学ランキング日本版2020」学生調査（Student Survey）結果の報告について
 - ・大学ランキング2021（朝日新聞出版社）の結果について
- 25日 【第2回秋田大学情報データベース運営委員会専門部会（メール審議）】
- 29日 【第2回評価委員会（メール審議）】
- 6月10日 【第3回教育研究評議会】
- ・平成31年度（令和元年度）及び第3期中期目標期間（平成28～31事業年度）業務の実績に関する報告書（案）について
 - ・第3期中期目標期間教育研究評価の達成状況報告書（案）について
 - ・第3期中期目標期間教育研究評価の学部・研究科等の現況調査表（教育・研究）（案）について
- 【第3回役員会】
- ・第3期中期目標期間教育研究評価の達成状況報告書（案）について
 - ・第3期中期目標期間教育研究評価の学部・研究科等の現況調査表（教育・研究）（案）について
- 22日 【第1回経営協議会】
- ・平成31年度（令和元年度）及び第3期中期目標期間（平成28～31事業年度）業務の実績に関する報告書（案）について
- 【臨時役員会】
- ・平成31年度（令和元年度）及び第3期中期目標期間（平成28～31事業年度）業務の実績に関する報告書（案）について
- 24日 【第1回運営委員会（メール審議）】
- 7月8日 【第4回教育研究評議会】
- ・機関別認証評価の自己評価書に関する審議予定について

16日	【第1回内部質保証委員会】
27日	【第2回運営委員会（メール審議）】
8月17日	【臨時教育研究評議会】 ・令和2年度大学機関別認証評価等受審に係る自己評価書（案）について
21日	【臨時経営協議会】 ・令和2年度大学機関別認証評価等受審に係る自己評価書（案）について
31日	【臨時役員会】 ・令和2年度大学機関別認証評価等受審に係る自己評価書（案）について
9月4日	【第3・4回運営委員会及び教員資格審査委員会】
9日	【第5回教育研究評議会】 ・法人評価ヒアリング日程及び認証評価訪問調査日程について ・大学情報データベースシステムの再構築について ・THE世界大学ランキング日本版 Student Survey 2020について
17日	大学情報データベース 新システム移行
18日	令和元事業年度及び第3期中期目標期間（平成28～31事業年度）に係る業務の実績に関するヒアリング（オンライン開催）
23日	【第1回教員活動評価審査会】 研究者総覧 新システム移行
24日	大学情報データベース 新システムに係る説明会（教員向け）（オンライン開催）
10月1日	評価・IRセンター 専任教員着任（助教 細川慎二）
14日	【第6回教育研究評議会】 ・令和元事業年度及び第3期中期目標期間に係る業務の実績に関する国立大学法人評価委員会のヒアリングの質疑応答について ・THE（Times Higher Education）世界大学ランキング2021の結果について ・評価・IRセンターの専任教員の採用について
11月11日	【第7回教育研究評議会】 ・機関別認証評価における訪問調査等について
25日	大学機関別認証評価セミナー（オンライン開催） ※本学主催
27日	【第2回内部質保証委員会】
30日	【第3回経営協議会】 ・令和元事業年度及び第3期中期目標期間に係る業務の実績に関する国立大学法人評価委員会のヒアリングの質疑応答について
12月1日	大学機関別認証評価訪問調査（オンライン開催）
8日	大学情報データベース 新システムに係る説明会（部局担当者向け）

	(オンライン開催)
9日	【第8回教育研究評議会】 ・令和元事業年度に係る業務の実績に関する評価結果（原案）について ・研究活動状況に関する資料について ・機関別認証評価の現地調査における追加確認事項及び要改善事項について 【第10回役員会】 ・令和元事業年度に係る業務の実績に関する評価結果（原案）について
16日	【第3回評価委員会（メール審議）】
令和3年	
1月13日	【第9回教育研究評議会】 ・国立大学法人秋田大学の中期目標・中期計画の変更の認可申請について ・令和元事業年度に係る業務の実績に関する評価結果について ・QSアジア大学ランキング2021の結果について
18日	【臨時経営協議会（書面審議）】 ・国立大学法人秋田大学の中期目標・中期計画の変更の認可申請について
22日	【第5回運営委員会（メール審議）】
25日	【臨時役員会】 ・国立大学法人秋田大学の中期目標・中期計画の変更の認可申請について
2月3日	第3期国立大学法人等教育研究評価ヒアリング（オンライン開催）
17日	【臨時教育研究評議会】 ・令和2年度大学機関別認証評価 評価結果（案）について
24日	【第4回評価委員会（メール審議）】
3月1日	【臨時役員会】 ・令和2年度大学機関別認証評価 評価結果（案）について
10日	【第11回教育研究評議会】 ・令和3年度国立大学法人秋田大学年度計画（案）について ・科研費審査区分における申請・採択状況分析について
12日	【第4回経営協議会】 ・令和3年度国立大学法人秋田大学年度計画（案）について ・令和元事業年度に係る業務の実績に関する評価結果について 【臨時役員会】 ・令和3年度国立大学法人秋田大学年度計画（案）について
23日	【第3回内部質保証委員会（メール審議）】
24日	【第5回評価委員会（メール審議）】
24日	【第6回運営委員会（メール審議）】



評価・IRセンター長 就任

副学長（評価・IR担当）・理工学研究科教授

長 縄 明 大

4月より、評価・IRセンター長を拝命しました理工学研究科の長縄でございます。2020年度は、重要な評価が続く1年になります。

まずは、国立大学法人評価です。法人評価は、毎事業年度の評価のほか、今年度は第3期中期目標期間（2016～2021年度）の4年目が終了したことによる「4年目終了時評価」が行われます。この4年目終了時評価では、「中期目標の達成状況評価」、「学部・研究科等の現況分析」および「研究業績水準判定」が実施され、この結果は、第4期中期目標・中期計画の策定や運営費交付金の配分に反映されるため、非常に重要なものになります。

つぎに、大学機関別認証評価です。認証評価は、国立大学のみならず、公立、私立を問わず受審する必要があります。その教育研究水準の向上を図るため、教育研究に加え、組織運営および施設設備の総合的な状況について、7年以内ごとに、文部科学大臣が認証する評価機関が実施する評価を受けることが義務付けられています。前回は、2013年度に受審しました。この評価では、大学設置基準等関連法令への適合性を含めて、大学としての基準を満たしているかどうかを判断され、こちらも非常に重要なものになっています。

一方、大学ランキングは、研究力や教育力、社会貢献度など様々な指標によって大学の順位付けを行うものであり、近年ではTHE（タイムズ・ハイヤー・エデュケーション）が発表するランキングが注目されております。この中で、教育力に焦点を当てた「THE世界大学ランキング日本版2020」において、秋田大学は総合47位でしたが、本学がさらに飛躍していくため目標順位を30位に設定しております。

これを実現するためには、大学におけるIR（Institutional Research）として、大学の教育や研究、経営・財務状況などに関する評価データを集約して分析し、組織のステータスアップのための企画・立案を検討し、運営につなげる必要があります。本学にも教学、研究、運営の3つのIR部門が設置されており、効果的な運用を行っていきたくと考えております。

秋田は超高齢社会となりましたが、日本も人口減少が続き超高齢社会が目前に迫っています、大学の競争力強化は不可欠なものになっております。そのためには、教職員の皆様のご理解とご協力が必要になります。様々な場面において、ご相談をさせて頂きながら、センターを運営していきたいと思っておりますので、何卒、ご指導の程、宜しくお願ひ申し上げます。

国立大学法人秋田大学の中期目標・中期計画及び令和2年度年度計画について

中期目標・中期計画及び年度計画に関する下記の事項については、大学ホームページ（http://www.akita-u.ac.jp/honbu/info/in_target.html）に掲載しております。

- ・「国立大学法人秋田大学が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）」
（平成30年3月26日 文部科学大臣変更提示）
- ・「国立大学法人秋田大学の中期目標を達成するための計画（中期計画）」
（令和2年3月25日 文部科学大臣変更認可）
- ・「中期目標・中期計画一覧表」 （令和2年3月25日現在）
- ・「国立大学法人秋田大学令和2年度の業務運営に関する計画（年度計画）」（令和2年3月26日届出）

令和2年度評価・IRセンターの活動について

1. 評価に関する取組

1) 中期目標・中期計画関係

①評価・IRセンターが担当している令和2年度年度計画を実施する。

※中期計画【64】(前段)「中期目標・中期計画を確実に遂行するため、評価・IRセンターにおいて自己点検・評価を継続的に行うとともに、学内の各種情報を集約化のうえ、大学ポートレート上に公開する。」

②令和元事業年度実績報告書の作成、令和2年度年度計画の進捗状況の確認、及び令和3年度年度計画作成ならびに第3期中期目標期間の教育研究評価(4年目終了時評価)、第4期中期目標期間における中期目標・中期計画の策定準備のための学内の連絡調整を行う。

2) 認証評価関係

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施する認証評価について、令和2年度受審に向けた諸業務を遂行する。

2. IRに関する取組

1) 中期目標・中期計画関係の評価・IRセンターが担当している令和2年度年度計画を実施する。

※中期計画【57】「地域や社会の要請が高い分野の人材を育成するため、学長のリーダーシップの下で活動する評価・IRセンター及び大学戦略室において、IRを用いた分析等を行い、教育研究組織や人員配置等の見直しを行う。」

※中期計画【64】(後段)「本学が抱える課題を分析のうえ、その内容を役員ミーティングや大学運営会議に諮り、学長のリーダーシップの下、業務改善や教育研究の質の向上に関する企画の実施などを通じて大学運営に活用する。」

2) 大学戦略室と連携し、学内外の情報を活用し適切な大学運営に資するIR分析等を実施する。

3) 教員評価と連動したデータ収集・モニタリング分析の実施が行えるように大学情報データベースの再構築を進める。

3. 広報活動

1) センター活動報告を発行する。(電子媒体、令和2年度末)

2) センター広報を発行し、大学評価・IRに関わる各種情報を提供する。(随時)

4. その他

上記以外に評価・IRに関する活動を適宜行う。

評価・IRセンター 総務企画課評価・IR室 スタッフ紹介

<評価・IRセンター>

センター長 長縄 明大 副学長(評価・IR担当)・理工学研究科教授

教学IR部門長 長縄 明大 副学長(評価・IR担当)・理工学研究科教授

研究IR部門長 伊藤 慎一 産学連携推進機構准教授・総括URA

運営IR部門長 佐々木 直樹 総括主査(評価・IR室長)

<総務企画課評価・IR室>

室長 佐々木 直樹

主査 進藤 大輔

主任 山方 遥 吉田 美香子

事務職員 富野 祥平 紺野 千寿

広報へのご意見などは評価・IRセンターへ

TEL: 018-889-2206 (総務企画課評価・IR室) / FAX: 018-889-2939/ E-mail: sokikaku@jimu.akita-u.ac.jp



令和元年度に係る業務の実績に関する評価結果について

1月23日に国立大学法人評価委員会から「秋田大学の令和元年度に係る業務の実績に関する評価結果」が通知されました。

項目別評価

I. 業務運営・財務内容等の状況

(1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標

(①組織運営の改善, ②教育研究組織の見直し, ③事務等の効率化・合理化)

【評定】中期計画の達成に向けて順調に進んでいる

(理由) 年度計画の記載13事項全てが「年度計画を十分に実施している」と認められること等を総合的に勘案したことによる。

(2) 財務内容の改善に関する目標

(①外部研究資金, 寄附金その他の自己収入の増加, ②経費の抑制, ③資産の運用管理の改善)

【評定】中期計画の達成に向けて順調に進んでいる

(理由) 年度計画の記載5事項全てが「年度計画を十分に実施している」と認められること等を総合的に勘案したことによる。

(3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

(①評価の充実, ②情報公開や情報発信等の推進)

【評定】中期計画の達成に向けて順調に進んでいる

(理由) 年度計画の記載2事項全てが「年度計画を十分に実施している」と認められること等を総合的に勘案したことによる。

(4) その他業務運営に関する重要目標

(①施設設備の整備・活用等, ②安全管理, ③法令遵守等)

【評定】中期計画の達成に向けて順調に進んでいる

(理由) 年度計画の記載10事項全てが「年度計画を十分に実施している」と認められること等を総合的に勘案したことによる。

国立大学法人評価委員会は、先に掲載の4項目について以下の6段階により進捗状況を示す。

- 「中期計画の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある」
- 「中期計画の達成に向けて順調に進んでおり一定の注目事項がある」
- 「中期計画の達成に向けて順調に進んでいる」
- 「中期計画の達成に向けておおむね順調に進んでいる」
- 「中期計画の達成のためには遅れている」
- 「中期計画の達成のためには重大な改善事項がある」

* 評価結果の全文は本学のホームページ

(https://www.akita-u.ac.jp/honbu/info/in_check.html) に掲載しております。

【参考】国立大学法人等の令和元年度評価結果について

(80国立大学法人・4大学共同利用機関法人)

全体評価

当該事業年度における各法人の中期計画の進捗状況全体について、総合的に評価。

- ・84法人中83法人が、中期目標前文に掲げる「法人の基本的目標」に則して、計画的に取り組んでいると認められる。
※1法人(北海道大学)は「業務運営の改善・効率化」の項目で重大な改善事項が認められた。
- ・全体として、ダイバーシティの推進や外部資金獲得の拡大の取組が広まっているとともに、地域や社会の変化に対応した教育研究組織の整備に向けた取組が増加している。このほか、多様な財源を活用した施設の整備等も積極的に行われている。
- ・他方で、知財担当理事による特許出願に係る不正行為が行われ、管理体制やガバナンスの徹底に問題があった事案等が発生しており、これらについては課題として指摘している。また、文部科学大臣による学長の解任が行われた法人については、法人の組織体制や内部統制に課題があったと考えられ、重大な改善事項として指摘している。

項目別評価

「業務運営の改善及び効率化」等4項目について、各法人が行った自己点検・評価の検証を行い、以下のとおり6段階の評定により進捗状況を示している。

(*) …秋田大学の評価

評定区分	業務運営の改善・効率化	財務内容の改善	自己点検・評価及び情報提供	その他業務運営
特筆すべき進捗状況	3	0	0	0
順調 一定の注目事項あり	4	9	0	2
順調	75 (*)	75 (*)	84 (*)	80 (*)
おおむね順調	1	0	0	1
遅れ	0	0	0	1
重大な改善事項	1	0	0	0

大学機関別認証評価の今後の予定について

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構による大学機関別認証評価訪問調査は、12月1日(火)に無事終了いたしました。

この後、機構では、評価部会が訪問調査結果及び意見聴取を踏まえて審議を行い、評価結果(原案)を作成します。大学機関別認証評価委員会は、評価部会が作成した評価結果(原案)の提出を受け、評価結果(案)として取りまとめ、令和3年2月上旬ごろに機構事務局を通じて本学へ通知します。

本学は、機構から通知された評価結果(案)に対して意見がある場合は申立てを行い、その場合には大学機関別認証評価委員会が再度審議を行います。

令和3年3月に大学機関別認証評価委員会において最終的な評価結果を確定し、評価報告書として本学に通知し、文部科学大臣に報告するとともに、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等により、広く社会に公表します。

評価・IRセンター運営委員会 学外委員の委嘱

評価・IRセンター運営委員会学外委員 小林淳一氏(秋田県立大学理事長兼学長)

任期：令和2年9月1日～令和4年8月31日

専任教員の着任について

評価・IRセンター専任教員として、細川 慎二 助教が10月1日付けで着任しました。

(任期：令和2年10月1日～令和7年9月30日)

広報へのご意見などは評価・IRセンターへ

TEL: 018-889-2206 (総務企画課評価・IR室) / FAX: 018-889-2939 / E-mail: sokikaku@jimu.akita-u.ac.jp

評価・IRセンター
令和元年度
自己評価書

評価・IRセンター運営委員会

自己評価表

基準	番号	評価項目	対応頁	評点*
1. 理念・目的・目標	1-1	組織の使命または理念が定められ、適宜見直しを行っているか	3	5
	1-2	組織の基本的、長期的方向性・方針である目的が定められ、適宜見直しを行っているか	3	5
	1-3	組織の具体的成果目標が定められているか	3	5
	1-4	理念・目的・目標が構成員に周知されているか	3	5
2. 組織体制	2-1	目標を実現させるための組織体制が適切か	4	5
	2-2	目標を実現させるための人員配置が適切か	4	4
3. 施設・設備・予算	3-1	目標を実現するための施設は適切か	5	5
	3-2	目標を実現するための設備は適切か	5	4
	3-3	目標を実現するための予算・財源が確保され、適切に運用しているか	5	5
4. 活動・成果	4-1	目標の達成度を計るための基準が設けられているか	6	5
	4-2	目標に照らして活動成果が上がっているか、または進捗が確認できるか	6	4
	4-3	目標の達成に向けて予算・財源が適切に使用されているか	8	5
5. 評価・改善	5-1	目標に照らした活動が行われているかを継続的に点検し、その結果を踏まえ改善を行うための組織やシステムが存在するか	9	4
	5-2	目標に照らした活動が行われているかを点検する基準が設けられているか	9	4
	5-3	点検や改善のためのシステムや組織が効果的に機能しているか	9	4

*) 5段階評価（1～5：5が最高の評価）

基準1 理念・目的・目標

(1) 組織の使命または理念が定められ、適宜見直しを行っているか

評価・IRセンターは、秋田大学学則第9条に基づき設置されており、国立大学が法人化された平成16年度に、評価センターとして設置され、平成29年度からIR機能を付与した「評価・IRセンター」として再編された。その理念とするところは、秋田大学における教育・研究の質の一層の向上を図るとともに適切な大学運営に資するために、秋田大学における自己点検・評価活動とその改善努力を支援するとともに、学長のリーダーシップの下、横断的かつ戦略的な教育・研究活動のマネジメントを支援することにある。

また、前述の通り、IR機能を付与し、平成31年度3月には「国立大学法人秋田大学内部質保証指針、及び国立大学法人秋田大学内部質保証に関する自己点検・評価実施ガイドライン」を制定するなど適宜見直しを行っている。

(2) 組織の基本的、長期的方向性・方針である目的が定められ、適宜見直しを行っているか

秋田大学評価・IRセンター規程（資料1-1）によって、評価・IRセンターの目的、業務内容が具体的に示され、適宜見直しを行っている。また、評価・IRセンターの目的を実現するための主な活動内容は、法人評価、認証評価や外部評価への対応、部局等の自己点検・評価の活動推進、全学構成員に対する評価の方法論や枠組みの提供、教育・研究及び運営等に係る各種情報の収集、分析及び提供に関することである。

(3) 組織の具体的成果目標が定められているか

評価・IRセンターの事業計画書（資料1-2）を作成し、上記記載の活動目標を達成するよう取り組んでいる。

(4) 理念・目的・目標が構成員に周知されているか

評価・IRセンターの目的は、秋田大学ホームページ、秋田大学評価・IRセンター活動報告に掲載し、これによって全学構成員並びに学内外の関係各所に周知している。

根拠資料

資料1-1 評価・IRセンター規程

資料1-2 評価・IRセンターの事業計画書
(令和元年度)

基準2 組織体制

(1) 目標を実現させるための組織体制が適切か

評価・IRセンターの組織体制は、秋田大学評価・IRセンター規程、秋田大学評価・IRセンター運営委員会実施細則及び秋田大学評価・IRセンター評価委員会実施細則、事務組織規程を踏まえて構成されている（資料2）。

評価・IRセンターは、評価・IRセンター長（評価・IR担当副学長）、副センター長（専任教員・平成29年度以降未配置）及び事務を担当する総務企画課評価・IR室から構成され、事業活動遂行にあたっては、運営委員会で事業活動の審議・承認、運営方針の決定、予算・決算の審議・承認を行い、また、評価委員会で評価活動に関する企画・連絡調整、具体的事項の検討を行っている。教学・研究・運営の各IR部門においては大学戦略室と連携し、学内外の情報を活用し適切な大学運営に資するIR分析等を行っている。

なお、評価業務の活性化と組織運営の円滑化のために、運営委員会及び評価委員会に学外からの委員をそれぞれ1名委嘱し、大学評価活動や組織運営について意見等をいただいている。

(2) 目標を実現させるための人員配置が適切か

評価・IRセンターの人員配置は、評価・IRセンター規程及び事務組織規程に定められてお

り、評価・IRセンター長（評価・IR担当副学長）及び専任教員（平成29年度以降未配置）で構成され、事務職員6名が配置されている。

評価・IRセンター運営委員会は学部長・理事（総務担当）・副センター長・学外委員から構成されているほか、評価・IRセンター評価委員会は、点検・評価に係る各学部の代表者や理事が推薦する者等から構成されている。また、平成29年度から機関別認証評価等に対応するため調査・検討等を行う点検・評価ワーキンググループを設置した。

教学・研究・運営IR部門は、学長が指名した各IR部門長のほか、各IR部門員として教員・事務職員から構成されている。

なお、人員配置については、平成29年度から専任教員の未配置やIR関連業務の増加があったものの、評価活動においては各部署評価担当者との連携、IR活動においては大学戦略室との連携や各IR部門における教職協働体制構築等により対応している。

《評点が5ではない理由：人員配置については、評価・IRセンターでは令和2年度に大学改革支援・学位授与機構の機関別認証評価の受審、国立大学法人評価委員会への第3期中期目標期間（H28～31事業年度）業務の実績に関する報告書提出、教育研究における現況調査表の作成、研究業績説明書の作成、並びに平成30年度から全学統一基準で実施している教員活動評価の実施、さらには、第4期中期目標期間における中期目標・中期計画の策定など重要な業務とその業務量の増加が見込まれるものの、実質的に主導する専任教員または副センター長が不在であり、適切な人員配置がなされているとは言い難いため、評点については4とする。》

根拠資料

資料2 評価・IRセンターの体制

基準3 施設・設備・予算

（1）目標を実現するための施設は適切か

評価・IRセンターは、平成21年度まで手形キャ

ンパスの教育文化学部3号館、平成22年度は一般教育棟1号館にあり、平成23年度からは現在の本部棟の2階に位置している。ここで評価・IRセンターと総務企画課評価・IR室の職員が業務を行っている。執務環境は、労働安全衛生法、及び同法に準拠する事務所衛生基準規則の、気積、換気、温度、空気調整、照度、燃焼器具、騒音及び振動の防止、騒音伝播の防止、給水、排水等の必須条件を満たしており、執務遂行上の特段の問題はない。施設設備の安全管理については秋田大学施設設備安全管理マニュアルに沿って点検を行い、問題が無いことを確認している。

（2）目標を実現するための設備は適切か

センター業務に係わる設備は整備され、適切に維持・管理・運営されているが、IR分析における大学情報データベースシステムの再構築について課題を有している。運営経費の節減と環境への配慮の観点から、ISO14001（環境マネジメントシステム）の環境方針カードを全職員が携行し、印刷用紙やファイルの再利用や光熱水道利用の配慮に留意している。

《評点が5ではない理由：学内外の各種データ収集のための大学情報データベースシステムの再構築途上であるため、評点は4とする。》

（3）目的を実現するための予算・財源が確保され、適切に運用しているか

センターの財源は、大学からの運営費に拠っている。センターの予算は、事業計画に従って予算を計上し、審議・承認されたものが運営費として配分され、資料3に示すように適切に運用している。

なお、IR活動情報収集のために必要となる出張費、教員活動評価における評価集計ツール開発と集計支援作業等については年度計画推進経費が措置されて有効に活用している。

根拠資料

資料3 令和元年度評価・IRセンター運営費執

基準4 活動・成果

(1) 目標の達成度を計るための基準が設けられているか

中期計画・年度計画【64】で掲げられている評価・IRセンターの目標についての点検・評価は、年度計画進捗・達成状況確認票の当該年度計画及び中期スケジュールに基づき、上半期と下半期その達成度を点検・評価している。

(2) 目標に照らして活動成果が上がっているか、または進捗が確認できるか

令和元年度評価・IRセンター事業計画については資料1-2のとおりであり、評価・IRセンターの各種活動の取組については以下のとおりである。

1. 1) 中期目標・中期計画に関する取組

①平成30年度事業年度に係る業務の実績に関する報告書

本年度は、各部局・担当と連携して平成30年度事業年度に係る業務の実績に関する報告書を作成し、国立大学法人評価委員会（文部科学省）へ提出した。これら評価結果等については学内外へホームページ等により公表した。

②大学ポートレート公開

学内の各種情報について大学ポートレート上に公開した。

1. 2) 認証評価関係

令和2年度受審に向けて、大学改革支援・学位授与機構が実施する研修に参加し、また、学内外の各部局と連携して適切に遂行していることが証明できるように確認し、取り組んでいる。令和元年度から内部質保証委員会を開催し、教育研究活動における有効性検証等について審議している。

2. IRに関する取組

1) IR活動

平成29年度から評価・IRセンターに置く教学・研究・運営の3つのIR部門があり、それぞれの部門長及び部門員で構成されている。評価・IRセンター長はじめ、3つのIR部門長が大学戦略室員を兼ねていることから、大学戦略室で活動する上で必要とする情報やエビデンスデータ等は、IR部門で収集するなど大学戦略室と相互に連携した体制を整備し活動している。

①教学IR部門の活動

- ・2019年度入学者アンケートの取りまとめ及び分析。
- ・文部科学省の全国学生調査を見越した学生実態調査の見直し案の検討。
- ・大学訪問による教学IR活動の情報収集。

②研究IR部門の活動

- ・学長指示の下、研究業績収集のため、エルゼビア社のスコーパス（THEやQS世界大学ランキングに活用されているデータベース）をもとに、1996年以降の秋田大学所属の論文について名寄せ作業を平成30年度に実施した。この情報を基に秋田大学の研究力について科研費採択データと共に分析を進め、分析結果の報告を理事・部局長へ新年度始めに行った。（H31.4.1）
- ・Clarivate Analytics社による「執行部のための研究マネジメント最前線」説明会の実施。（R1.9.11）
- ・世界大学ランキングに関する学内研修会の実施。（R1.10.9）
- ・「世界で活躍できる研究者戦略育成事業」の申請のため「2018年Top10%論文の件数・割合」についてInCites Benchmarkingデータを地方創生・研究推進課へ情報提供。（R1.8.27）
- ・サイエンスマップについて学長報告。（R1.11.6）
- ・理工分野の論文数上昇率等について教育研究評議会にて説明。（R1.11.12）
- ・財務課へ、InCites Benchmarkingデータによる2016年～2018年東北地区国立大学、全国

同類型国立大学等の教員1人当たりの論文数についての情報提供。(R2.1.7)

- ・InCites Benchmarkingを活用した勉強会(R2.3.18)(予定)

③運営IR部門の活動

- ・各学部のあり方に関するタスクフォースによる検討について大学戦略室が実施しているため、関係するエビデンスデータ提供に関与し連携した活動を実施し、執行部と共有化した。(H31.4.1)
- ・組織見直しに資する部局評価案の作成に向け、素案を作成し検討し、運営IR部門において検討を行った。(R2.2.6)今後、大学戦略室と連携して試行版の実施体制を構築予定。
- ・平成30年度教員活動評価試行版の一部項目分析を作成し、令和2年度の教員活動評価の改正に活用した。

2) IRを活用した取組事例の調査やIR活動環境の整備を目的とする研修等の実施について

IRを活用した実際の取組事例の情報収集及び大学情報データベースと連動した教員活動評価システムのベース構築のため、(昨年度3月下旬に広島大学)、5月に東京大学と山形大学を訪問調査したほか、SRA社実施研修に参加するなどIR分析の資質向上及び情報収集を行った。これにより、教員活動評価システム変更素案の作成や、分析作業に寄与している。

3. 広報活動

令和元年度評価・IRセンター活動報告(3月末完成予定)の他、評価・IRセンター広報(2回発行)を作成し、大学ホームページ、AU-CISに掲載して周知を行っている。

4. その他

①秋田大学基本データ

学内情報の取りまとめを行い、学内に周知した。

- #### ②教員活動評価優秀教員の表彰の実施と大学情報データベースを活用した教員活動評価の見直し
- 学長指示の下、全学統一的な評価方法の指針に

より、平成30年度に初めて実施した教員活動評価結果に対する優秀教員の氏名公表等について学長から教育研究評議会で報告された(R2.3.11)。なお、教育研究評議会後、表彰式を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染防止の観点から、中止とした。

平成30年度は試行年度ということもあり、実績項目の多寡、対象教員の明確化など解決すべき課題も多く、そのため今年度は大学戦略室や大学情報データベース運営委員会専門部会等で指針等の見直しを行い、大学一体となって伸ばすべき項目及び必要最低限の活動把握項目の絞り込みと部局内貢献項目等の追加、不明確な文言の修正、教員活動評価結果の活用などの明文化等を行った。また、大学情報データベースを活用した外部データと連携した教員活動評価システムのベース構築については令和2年度からの導入を目指し、取り組んでいる。

教員活動評価については、学術分野の特性や様々なアクティビティを考慮した評価、研究分野における3年間の活動実績評価を毎年度評価することへの意見、英語版の指針作成要望など様々な解決すべき課題がある一方、IRデータ活用による教員活動評価や、教員活動評価データを活用したIRデータ分析など1年間を通じた教員活動評価実施後の検証とともに、より良い連携・データ活用方法についても引き続き模索していく。

③認証評価受審に向けた準備

令和2年度に大学改革支援・学位授与機構(以下、機構)の審査を受ける準備を進めている。第3巡目の認証評価は、「内部質保証」の体制、実態等が重要評価項目とされており、理事、学部長等への説明及び部局内の規程等の現状把握をし、課題等の確認と対応策の実施確認を行っている。

また、先行受審の他大学の状況や機構が示す基準の考え方についても研修会や説明会に参加して情報収集を行い、受審に必要な学内実態把握と適切な対応が行えるよう取り組んでいる。

④各種調査対応

学校基本調査、「大学ランキング2021年度版(朝日新聞出版社)」、「ひらく日本の大学(朝日新聞×河合塾)」、「本当に強い大学ランキング(週刊

東洋経済)、「蛍雪時代(旺文社)」や、世界大学ランキング(「THE」、「QS」)等各種調査への対応を行った。

《評点が5ではない理由：上記記載のとおり評価・IR活動に取り組み、大学情報データベースを活用した教員活動評価の見直しなどを行ってきたが、IR活動成果(学習成果の可視化分析・研究分野ごとの研究の可視化・部局毎のリソース分析に資する活動評価等)が行えていないため、評点は4とする。》

(3) 目標の達成に向けて予算・財源が適切に使用されているか

本年度の諸事業は、評価・IRセンター予算に基づいて適切に実施されている。平成28年度から継続して評価・IRセンター活動報告(以前の年報・研究紀要に相当するもの)の電子媒体化や会議資料のペーパーレス化を行い、限られた予算の中で目標の達成に向けて経費削減に取り組むなど効果的な執行を図った。

根拠資料

表1 自己評価表

基準5 評価・改善

(1) 目標に照らした活動が行われているかを継続的に点検し、その結果を踏まえ改善を行うための組織やシステムが存在するか

評価・IRセンター運営委員会において、事業活動の審議・承認、運営方針の決定、予算・決算の審議・承認を行い、評価・IRセンターの活動を点検・評価する組織体制を整備している。原則として、毎週開催している評価・IRセンター内のミーティングにおいて活動計画や業務進捗、各種情報・意見交換を行うと共に、必要に応じて総務担当理事との連絡会において情報共有を行い、改善に反映している。

(2) 目標に照らした活動が行われているかを点検する基準が設けられているか

評価・IRセンターの活動目標に対する点検・評価の基準は、本自己点検・評価にあたって実施する基準として設定し、組織の評価基準として表1に示した基準を設定している。

(3) 点検や改善のためのシステムや組織が効果的に機能しているか

(1)で述べた通り、評価・IRセンター運営委員会において、事業活動の審議・承認、運営方針の決定、予算・決算の審議・承認を行い、各年度の活動を点検・評価する組織体制を整備し効果的に取り組んでいるが、全体的な点検や大幅な改善をより効果的に機能させるため、学長のリーダーシップの下、平成29年度から従来の点検・評価活動に加え、大学戦略室のIR機能を「評価センター」に付与し、教学・研究・運営の3つのIR部門により本学に関する各種データを収集・分析・評価・提供する「評価・IRセンター」として機能強化を図った。

IRを用いた情報収集・分析等を通じ、エビデンスに基づく経営戦略の企画・立案や業務改善、組織体制の見直し等に資するための体制を整え、学内の資源の効果的な再配分について、学長に提言・助言していくにあたっての根拠データとなる大学の特色や強みなど研究パフォーマンスの可視化に基づく部局のパフォーマンス評価(教員活動評価と連動した部局評価)について検討している。

次年度以降も引き続き、大学戦略室と連携し、横断的かつ戦略的な教育研究活動のマネジメントを支援することを目指している。

《評点が5ではない理由：評価・改善については、IR体制の整備や分析環境の構築及び分析結果の公表は行っているが、それら分析が法人運営改善へ活用されて初めて評点5になると考え、評点は4としている。》

根拠資料

表1 自己評価表

秋田大学評価・IRセンター規程

(平成16年4月1日規則第14号)

改正

平成25年3月29日規則第14号

平成27年3月11日一部改正

平成28年4月13日一部改正

平成29年3月8日一部改正

平成31年3月13日一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田大学学則第9条第2項の定めるところにより、秋田大学評価・IRセンター（以下「センター」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、秋田大学における教育、研究の質の一層の向上を図るとともに適切な大学運営に資することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 全学的事項に係る点検・評価及び外部評価（以下「点検・評価」という。）の企画・立案・実施に関すること。
- (2) 教育・研究及び運営等に係る各種情報の収集、分析及び提供に関すること。
- (3) 各事業年度に係る業績に関する点検・評価の実施に関すること。
- (4) 中期目標の達成度に関する点検・評価の実施に関すること。
- (5) 点検・評価に関する報告書の作成及び公表に関すること。
- (6) 点検・評価に関する手法、方法の調査・研究・開発に関すること。
- (7) 第三者評価機関による評価事業の実施に関すること。
- (8) 内部質保証の運用に関すること。
- (9) 各部局等が実施する点検・評価への技術的支援に関すること。
- (10) 各部局等の点検・評価に係る組織との連絡調整に関すること。
- (11) 点検・評価に関する体系的かつ継続的な研修の実施に関すること。
- (12) その他センターの目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 専任教員
- (3) その他必要な職員

(センター長及び副センター長)

第5条 センター長は、副学長のうちから学長が指名する。

- 2 センター長は、センターを統括する。
- 3 センターに、副センター長を置くことができる。
- 4 副センター長は、学長指名する者をもって充て、センター長を補佐するとともに、センターの業務を処理する。

(専任教員の選考)

第6条 センターの専任教員の選考は、第8条に定める秋田大学評価・IRセンター運営委員会から推薦された候補適任者のうちから、学長が行う。

(I R部門)

第7条 センターに、学内外の教育研究及び運営等に係る各種情報の収集、分析を遂行するため、次の各号に掲げる部門を置く。

- (1) 教学 I R 部門
- (2) 研究 I R 部門
- (3) 運営 I R 部門

- 2 部門に部門長を置き、学長が指名する。
- 3 部門長は、部門の業務を総括する。
- 4 部門に部門員を置くことができる。
- 5 部門員は、センター長が指名する。
- 6 部門に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第8条 センターに、秋田大学評価・I Rセンター運営委員会及び秋田大学評価・I Rセンター評価委員会を置く。

- 2 前項に掲げる委員会に関し必要な事項は、別に定める。
- 3 センターに必要に応じて、第1項に掲げる委員会の他に委員会を置くことができる。
- 4 前項に掲げる委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第9条 センターの事務は、総務企画課評価・I R室において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年5月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年5月21日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日規則第14号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月11日一部改正)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月13日一部改正)

この規程は、平成28年4月13日から施行する。

附 則 (平成29年3月8日一部改正)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月13日一部改正)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

令和元年度評価・IRセンター事業計画

1. 評価に関する取組

1) 中期目標・中期計画に関する取組

①評価・IRセンターが担当している平成30年度年度計画を実施する。

*中期計画【57】「地域や社会の要請が高い分野の人材を育成するため、学長のリーダーシップの下で活動する評価・IRセンター及び大学戦略室において、IRを用いた分析等を行い、教育研究組織や人員配置等の見直しを行う。」

*中期計画【64】「中期目標・中期計画を確実に遂行するため、評価・IRセンターにおいて自己点検・評価を継続的に行うとともに、学内の各種情報を集約化のうえ、大学ポートレート上に公開する。また、本学が抱える課題を分析のうえ、その内容を役員ミーティングや大学運営会議に諮り、学長のリーダーシップの下、業務改善や教育研究の質の向上に関する企画の実施などを通じて大学運営に活用する。」

②平成30事業年度実績報告書の作成、令和元年度年度計画の進捗状況の確認、及び令和2年度年度計画作成のための学内の連絡調整を行う。

2) 認証評価関係

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施する認証評価について、令和2年度受審に向けた諸業務を遂行する。

2. IRに関する取組

1) 大学戦略室と連携し、学内外の情報を活用し適切な大学運営に資するIR分析等を実施する。

2) IR分析の発展に寄与するIRを活用した取組事例の訪問調査を行う。

3. 広報活動

1) センター活動報告を発行する（電子媒体）。（令和元年度末）

2) センター広報を発行し、大学評価に関わる各種情報を提供する。（随時）

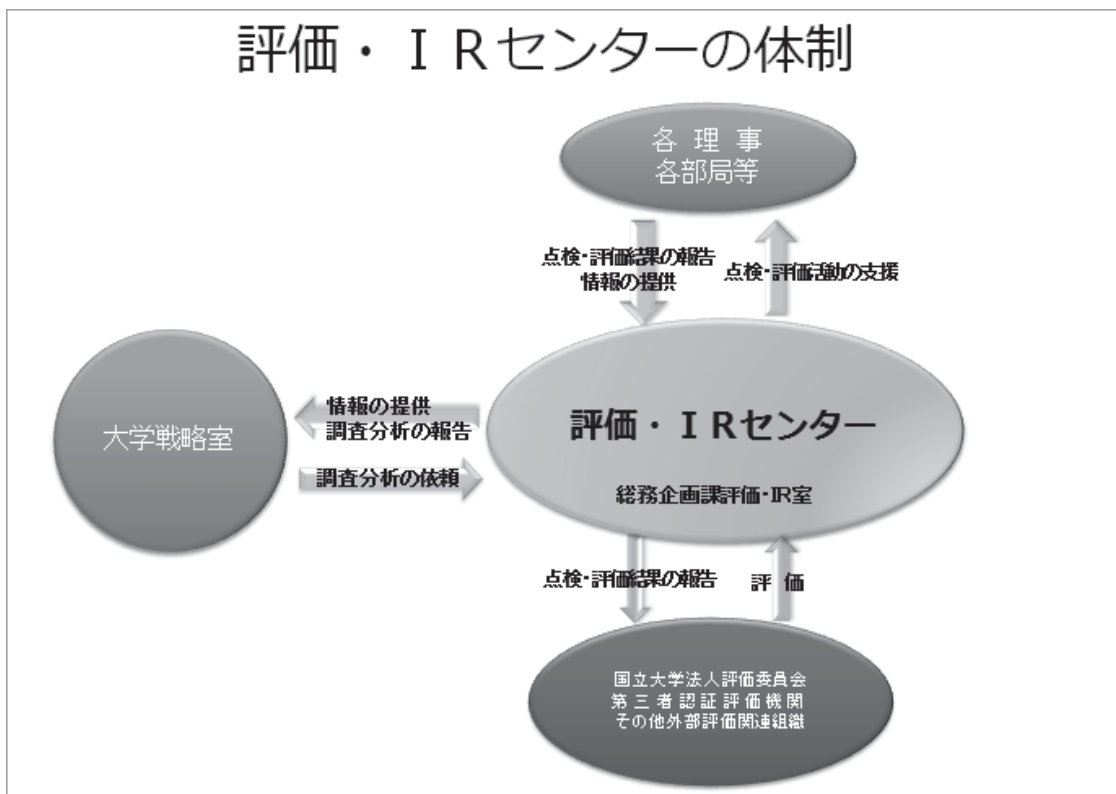
4. その他

1) 上記以外に評価・IRに関する活動を適宜行う。

※平成31年1月18日の会議の際は、「平成31年度」「平成32年度」と表記していたが、元号については令和に修正している。

評価・IRセンターの体制

平成30年12月1日時点



評価・IRセンター

評価・IRセンター長	1名
専任教員	0名

運営委員会

委員長	評価・IRセンター長	1名
委員	副センター長	0名
委員	総務担当理事	1名
委員	各学部長等	4名
委員	学外有識者	1名

評価委員会

委員長	評価・IRセンター長	1名
委員	副センター長	0名
委員	各理事が推薦する者	4名
委員	学部等代表教員（各学部等2名）	8名
委員	総務企画課長	1名
委員	学外有識者	1名

教学 I R 部門

部門長	教育文化学部 教授	1名
部門員	高大接続センター 助教	1名
部門員	総合学務課 主査	1名
部門員	学生支援・就職課 総括主査	1名
部門員	学生支援・就職課 主査	1名
部門員	入試課 主査	1名

研究 I R 部門

部門長	産学連携推進機構 准教授	1名
部門員	教育文化学部 教授	1名
部門員	図書館・情報推進課 課長	1名

運営 I R 部門

部門長	総務企画課評価・I R室 総括主査	1名
部門員	総務企画課 総括主査	1名
部門員	人事課 主査	1名
部門員	財務課 主査	1名
部門員	地方創生・研究推進課 総括主査	1名

事務組織

総務企画課評価・I R室長（総括主査）	1名
総務企画課評価・I R室 主査	2名
総務企画課評価・I R室 主任	2名
総務企画課評価・I R室 事務系スタッフ	1名

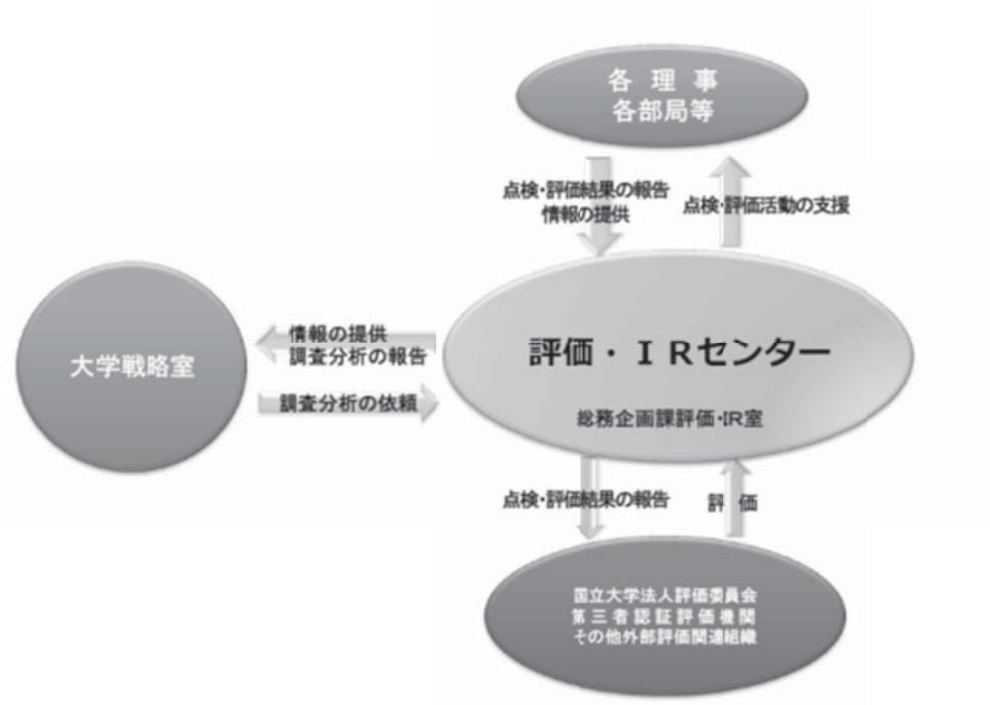
令和元年度 評価・IRセンター運営費執行状況

単位：円

事 項	令和元年度 予算配分額	令和元年度 決算額（予定）	備 考
1. 活動事業費			
①広報経費	170,000	170,000	活動報告印刷・製本、謝金等
②諸調査経費	1,000,000	1,025,000	学校基本調査説明会参加等旅費
小 計	1,170,000	1,195,000	
2. 事務・管理費			
①維持管理費	576,000	576,000	複写機借料・保守料
	393,000	393,000	事務用品費（コピー用紙等消耗品を含む）
	132,000	110,000	情報関連対応経費
②運営事務費	68,000	65,000	通信費（電話料、郵送料、NHK受信料）
	45,000	45,000	タクシー借上料
	60,000	60,000	学外委員等謝金
小 計	1,274,000	1,249,000	
			補正予算0
合 計	2,444,000	2,444,000	

評価・IRセンターの構成と関係規程等

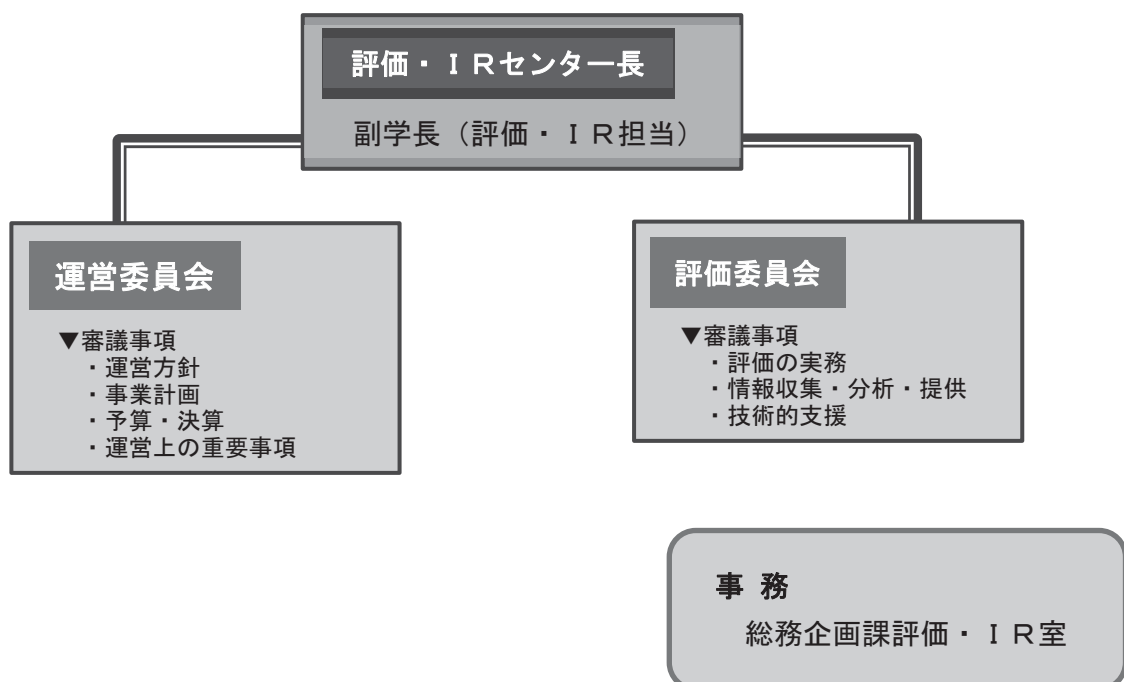
【評価・IRセンターの体制】



【評価・IRセンターの組織】

評価・IRセンター

- ◆センター長 長 縄 明 大
(副学長 (評価・IR担当)・理工学研究科 教授)
- ◆専任教員 細 川 慎 二 (助教)



■評価・IRセンター運営委員会委員名簿

令和2年9月1日現在

氏名	職名	任期	備考
○長 縄 明 大	評価・IRセンター長	在任期間	第1号委員
近 藤 克 幸	理事（総括・人事・情報・病院経営担当）	〃	第3号委員
藤 井 光	国際資源学研究科長	〃	第4号委員
佐 藤 修 司	教育文化学部長	〃	〃
尾 野 恭 一	医学系研究科長	〃	〃
山 村 明 弘	理工学研究科長	〃	〃
小 林 淳 一	秋田県立大学理事長兼学長	2.9.1～4.8.31	第5号委員
庶務担当：総務企画課評価・IR室			

○は委員長を表す

■評価・IRセンター評価委員会委員名簿

令和2年5月1日現在

氏名	職名	任期	備考
○長 縄 明 大	評価・IRセンター長	在任期間	第1号委員
西 島 学	副理事（企画調整担当）	2.4.1～4.3.31	第3号委員
大 山 弘	地方創生・研究推進課長	〃	第4号委員
上 田 晴 彦	教育推進主管	〃	第5号委員
丹 野 史 教	副理事（財務・施設・環境担当）	〃	第6号委員
柴 山 敦	国際資源学研究科 教授	〃	第7号委員
大 場 司	国際資源学研究科 教授	〃	〃
林 良 雄	教育文化学部 教授	〃	〃
小 池 孝 徳	教育文化学部 准教授	〃	〃
美 作 宗 太 郎	医学系研究科 教授	〃	〃
安 藤 秀 明	医学系研究科 教授	〃	〃
寺 境 光 俊	理工学研究科 教授	〃	〃
奥 山 栄 樹	理工学研究科 准教授	〃	〃
藤 本 修 一	総務企画課長	在任期間	第8号委員
高 橋 誠 記	秋田県立大学副理事長	2.5.1～4.4.30	第9号委員
庶務担当：総務企画課評価・IR室			

○は委員長を表す

■評価・IRセンター（IR部門）構成員名簿

令和2年4月1日現在

氏名	所属	役職	任期	部門
○長 縄 明 大	理工学研究科	教 授	在任期間	教学IR部門
後 藤 猛	高等教育グローバルセンター	センター長	〃	〃
上 田 晴 彦	教育文化学部 (教育活動部門長)	教 授	〃	〃
徳 重 英 信	理工学研究科 (教育開発部門長)	教 授	〃	〃
塚 本 紀 彦	総合学務課	総括主査	〃	〃
○伊 藤 慎 一	産学連携推進機構	准教授	〃	研究IR部門
長 縄 明 大	理工学研究科	教 授	〃	〃
倉 林 徹	地方創生センター	センター長	〃	〃
高 橋 朗 人	産学連携推進機構	特任助教	〃	〃
大 山 弘	地方創生・研究推進課	課 長	〃	〃
○佐々木 直 樹	総務企画課評価・IR室	総括主査	〃	運営IR部門
長 縄 明 大	理工学研究科	教 授	〃	〃
小 川 輝 芳	総務企画課	総括主査	〃	〃
田 松 慎一郎	人事課	主 査	〃	〃
赤 田 勇 気	財務課	主 査	〃	〃
鈴 木 奈美子	地方創生・研究推進課	主 査	〃	〃
庶務担当：総務企画課評価・IR室				

○は部門長を表す

■総務企画課評価・IR室名簿

令和2年5月1日現在

氏 名	職 名	備 考
佐々木 直 樹	総括主査（評価・IR室長）	
進 藤 大 輔	主査	
山 方 遥	主任	
吉 田 美香子	主任	
富 野 祥 平	事務職員	
紺 野 千 寿	事務系スタッフ	

○秋田大学評価・IRセンター規程

(平成16年4月1日規則第14号)

改正 平成25年3月29日規則第14号

平成27年3月11日一部改正

平成28年4月13日一部改正

平成29年3月8日一部改正

平成31年3月13日一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田大学学則第9条第2項の定めるところにより、秋田大学評価・IRセンター（以下「センター」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、秋田大学における教育、研究の質の一層の向上を図るとともに適切な大学運営に資することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 全学的事項に係る点検・評価及び外部評価（以下「点検・評価」という。）の企画・立案・実施に関すること。
- (2) 教育・研究及び運営等に係る各種情報の収集、分析及び提供に関すること。
- (3) 各事業年度に係る業績に関する点検・評価の実施に関すること。
- (4) 中期目標の達成度に関する点検・評価の実施に関すること。
- (5) 点検・評価に関する報告書の作成及び公表に関すること。
- (6) 点検・評価に関する手法、方法の調査・研究・開発に関すること。
- (7) 第三者評価機関による評価事業の実施に関すること。
- (8) 内部質保証の運用に関すること。
- (9) 各部局等が実施する点検・評価への技術的支援に関すること。
- (10) 各部局等の点検・評価に係る組織との連絡調整に関すること。
- (11) 点検・評価に関する体系的かつ継続的な研修の実施に関すること。
- (12) その他センターの目的を達成するために必要な事項。

(組織)

第4条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 専任教員
- (3) その他必要な職員

(センター長及び副センター長)

第5条 センター長は、副学長のうちから学長が指名する。

2 センター長は、センターを統括する。

3 センターに、副センター長を置くことができる。

4 副センター長は、学長指名する者をもって充て、センター長を補佐するとともに、センターの業務を処理する。

(専任教員の選考)

第6条 センターの専任教員の選考は、第8条に定める秋田大学評価・IRセンター運営委員会から推薦された候補適任者のうちから、学長が行う。

(IR部門)

第7条 センターに、学内外の教育研究及び運営等に係る各種情報の収集、分析を遂行するため、次の各号に掲げる部門を置く。

- (1) 教学IR部門
- (2) 研究IR部門
- (3) 運営IR部門

2 部門に部門長を置き、学長が指名する。

3 部門長は、部門の業務を総括する。

4 部門に部門員を置くことができる。

5 部門員は、センター長が指名する。

6 部門に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第8条 センターに、秋田大学評価・IRセンター運営委員会及び秋田大学評価・IRセンター評価委員会を置く。

2 前項に掲げる委員会に関し必要な事項は、別に定める。

3 センターに必要に応じて、第1項に掲げる委員会の他に委員会を置くことができる。

4 前項に掲げる委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第9条 センターの事務は、総務企画課評価・IR室において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年5月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年5月21日から施行し、平成22年4

月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第14号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月11日一部改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月13日一部改正）

この規程は、平成28年4月13日から施行する。

附 則（平成29年3月8日一部改正）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月13日一部改正）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

○秋田大学評価・IRセンター運営委員会 実施細則

（平成16年4月1日規則第38号）

改正 平成28年3月9日一部改正

改正 平成29年3月24日一部改正

改正 平成31年2月13日一部改正

改正 令和2年3月31日一部改正

（趣旨）

第1条 この細則は、秋田大学評価・IRセンター規程

第8条第2項の規定に基づき、秋田大学評価・IRセンター運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（審議事項）

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 秋田大学評価・IRセンター（以下「センター」という。）の運営に関すること。
- (2) センターの事業計画に関すること。
- (3) センターの人事に関すること。
- (4) その他センターの運営に関し必要な事項

（組織）

第3条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、学長が委嘱する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 総括担当理事
- (4) 国際資源学研究科長、教育文化学部長、医学系研究科長及び理工学研究科長

(5) 学外有識者 1名

(6) その他委員長が必要と認める者
（学外委員）

第4条 前条第5号の委員の選考は、センター長の意見を徴し、学長が行う。

（任期）

第5条 第3条第5号及び第6号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第6条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を主宰する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

（議事）

第7条 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第8条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を運営委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

（庶務）

第9条 運営委員会の庶務は、総務企画課評価・IR室において処理する。

（補則）

第10条 この細則に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年5月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年5月13日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年5月21日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成24年1月11日から施行し、平成23年12月14日から適用する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この細則は、平成26年5月14日から実施する。

附 則（平成28年3月9日一部改正）

この細則は、平成28年4月1日から実施する。

附 則（平成29年3月24日一部改正）

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月13日一部改正）

この細則は平成31年4月1日から実施する。

○秋田大学評価・IRセンター評価委員会 実施細則

（平成16年4月1日規則第39号）

改正 平成25年3月29日規則第39号

平成26年10月8日一部改正

平成29年3月8日一部改正

平成29年7月12日一部改正

令和2年3月11日一部改正

令和2年3月31日一部改正

（趣旨）

第1条 この細則は、秋田大学評価・IRセンター規程第8条第2項の規定に基づき、秋田大学評価・IRセンター評価委員会（以下「評価委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（審議事項）

第2条 評価委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 全学的事項に係る自己点検・評価及び外部評価（以下「点検・評価」という。）の企画・立案・実施に関すること。
- (2) 点検・評価に係る情報の収集、分析及び提供に関すること。
- (3) 各事業年度に係る業績に関する点検・評価の実施に関すること。
- (4) 中期目標の達成度に関する点検・評価の実施に関すること。
- (5) 点検・評価に関する報告書の作成及び公表に関すること。
- (6) 点検・評価に関する手法、方法の調査・研究・開発に関すること。
- (7) 第三者評価機関による評価事業の実施に関すること。
- (8) 各部局等が実施する点検・評価への技術的支援に関すること。
- (9) 各部局等の点検・評価に係る組織との連絡調整に関すること。

(10) 点検・評価に関する体系的かつ継続的な研修の実施に関すること。

(11) その他秋田大学評価・IRセンター（以下「センター」という。）が行う点検・評価に関し必要な事項

（組織）

第3条 評価委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 総括担当理事が推薦する者 1名
- (4) 研究担当理事が推薦する者 1名
- (5) 教育担当理事が推薦する者 1名
- (6) 財務担当理事が推薦する者 1名
- (7) 国際資源学研究科長、教育文化学部長、医学系研究科長及び理工学研究科長が推薦する当該研究科・学部の点検・評価に係る者 各2名
- (8) 総務企画課長
- (9) 学外有識者 若干名
- (10) その他委員長が必要と認める者
（学外委員）

第4条 前条第9号の委員の選考は、センター長の意見を徴し、学長が行う。

（任期）

第5条 第3条第3号から第6号の委員の任期は、2年とする。ただし、当該委員を推薦する理事の任期を超えないものとする。

2 第3条第7号、第9号及び第10号の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 前2項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第6条 評価委員会に、委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、評価委員会を主宰する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した者がその職務を代行する。

（議事）

第7条 評価委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 評価委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第8条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を評価委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

（点検・評価ワーキンググループ）

第9条 点検・評価に関し、特別に調査・検討等の必要があるときは、委員長がワーキンググループ（以下「WG」という。）を置くことができる。

2 WGは、その設置目的に応じた活動を行う。

3 WGは、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 評価・IRセンター長が指名する本学の職員

(2) その他評価・IRセンター長が必要と認める者

4 WGにリーダーを置き、評価・IRセンター長が指名する。

5 リーダーは、WGの活動を統括し、進捗状況を評価・IRセンター長に適宜報告し、指示を受けるとともに、活動が終了した場合は直ちに報告する。

(庶務)

第10条 評価委員会の庶務は、総務企画課評価・IR室において処理する。

(補則)

第11条 この細則に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、評価委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年5月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

1 この規程は、平成21年6月10日から施行する。

2 この規程の施行後最初に委嘱される委員の任期は、平成21年7月1日から平成22年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成22年5月21日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年1月11日から実施し、平成23年12月14日から適用する。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から実施する。

附 則（平成25年3月29日規則第39号）

この細則は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から実施する。

附 則（平成26年10月8日一部改正）

1 この細則は、平成26年10月8日から実施する。

2 この細則の実施後最初に委嘱される第3条第10号の委員の任期は、第5条第2項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則（平成29年3月8日一部改正）

この細則は、平成29年4月1日から実施する。

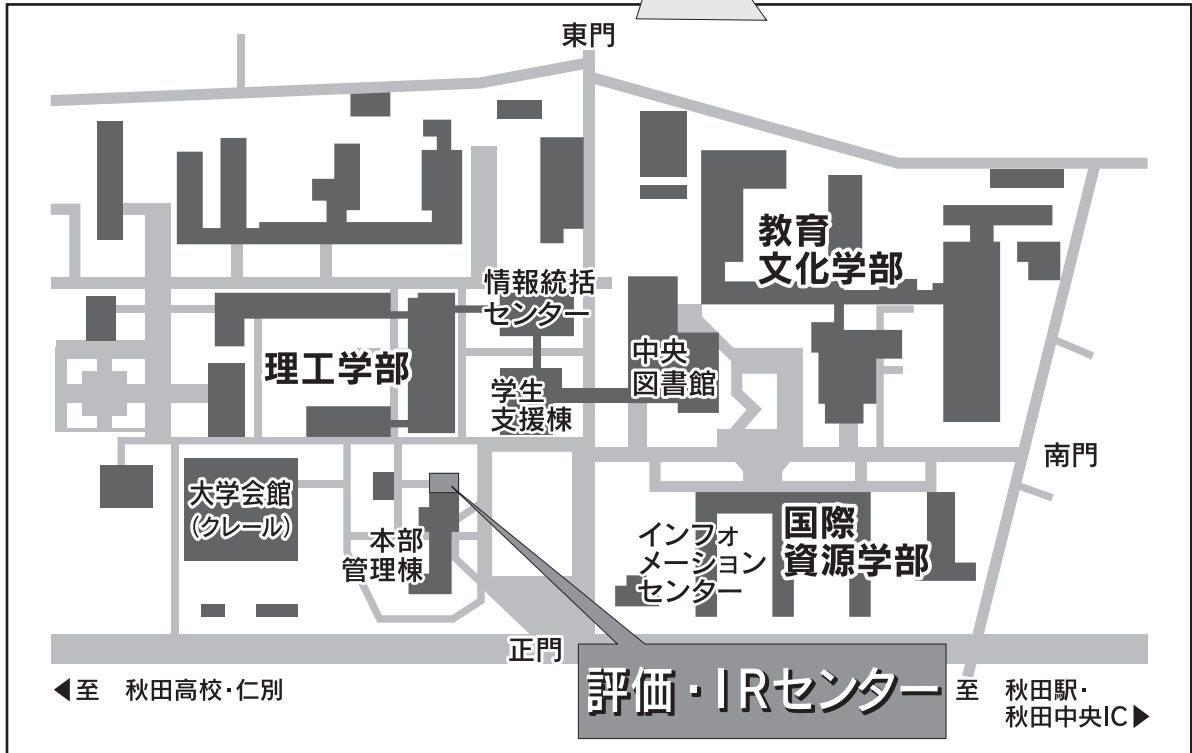
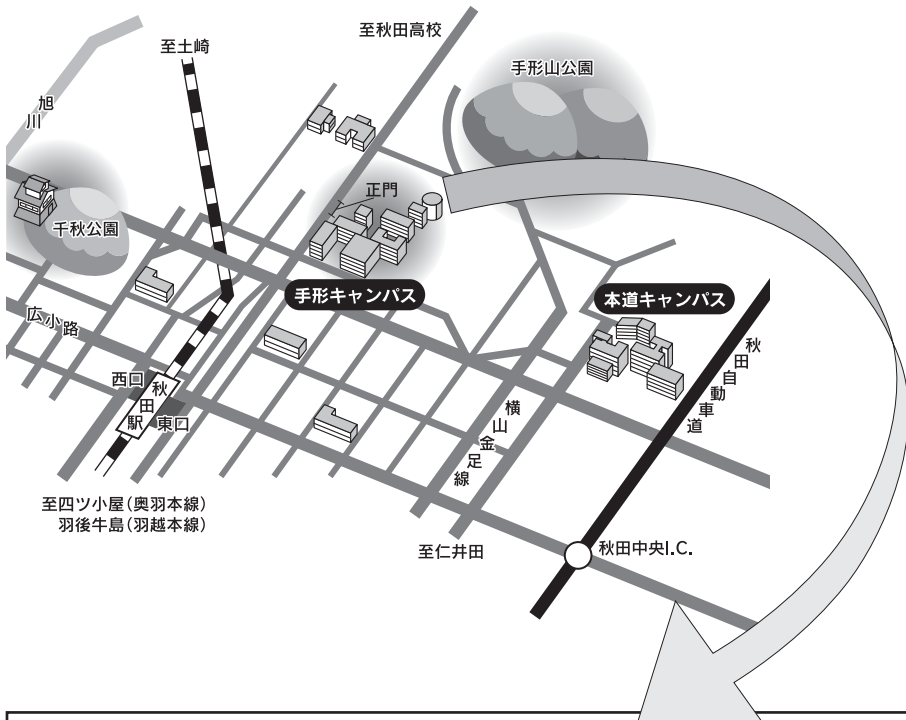
附 則（平成29年7月12日一部改正）

1 この細則は、平成29年7月12日から実施する。ただし、第3条第1項第7号及び第5条第2項の規定は、平成30年4月1日から実施する。

2 この細則の実施前に委嘱されている各学部等の点検・評価に係る組織の代表者の任期については、平成30年3月31日までとする。

3 国立大学法人秋田大学評価・IRセンター評価委員会専門部会要項（平成22年6月15日学長裁定第166号）は、廃止する。

評価・IRセンター所在地



令和3年3月発行

国立大学法人秋田大学評価・IRセンター

〒010-8502 秋田県秋田市手形学園町1番1号

TEL:018-889-2937 FAX:018-889-2939

E-mail:sokikaku@jimu.akita-u.ac.jp



秋田大学評価・IRセンター